

滋賀県F Aフットサル連盟規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本連盟は、滋賀県F Aフットサル連盟と称する。
第 2 条 本連盟は、(社)滋賀県サッカー協会並びに日本フットサル連盟及び関西フットサル連盟の統括を受ける。
第 3 条 本連盟は、事務局を(公社)滋賀県サッカー協会内に置く。

第 2 章 目 的

- 第 4 条 本連盟は、加盟団体を統括し相互の切磋によって、滋賀県フットサル界の向上と普及振興ならびに相互の親睦をはかることを目的とする。

第 3 章 事 業

- 第 5 条 本連盟は、前条の目的達成するため、次の事業を行う。
(1) フットサル競技の研究及び指導に関すること
(2) フットサルの普及に関すること
(3) フットサルの指導者の養成に関すること
(4) フットサル競技会の開催に関すること
(5) その他この団体の目的を達成するために必要な事業

第 4 章 加 盟 団 体

- 第 6 条 本連盟の目的に賛同し、年度当初に連盟の定める加盟費を納入した団体は、本連盟に加盟を認められる。
第 7 条 一度納入した加盟費はいかなる理由においても返金しない。
第 8 条 原則として、年度途中で新規団体の加盟はできない。

第 5 章 役 員

- 第 9 条 本連盟に次の役員を各 1 名または 2～3 名おく。
会長、副会長、事務局長、副事務局長、会計、リーグ運営委員長
第 10 条 本連盟には以下の委員会をおく。
リーグ運営委員会
第 11 条 会長は、本連盟を代表し事業を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長事故のあるときはこれを代行する。
事務局長はリーグ運営等の事務を行い、リーグを統括する。
副事務局長は事務局長を補佐し、事務局長事故のあるときはこれを代行する。
会計は、会計等の事務を行う。
第 12 条 会長、副会長、事務局長、副事務局長は総会で選任する。
第 13 条 リーグ運営委員は事務局長が任命する者、及び 1 部リーグ所属のチーム代表者もしくは代行できる責任者及び 2 部リーグより希望を募り選任する。
第 14 条 役員の任期は 1 年とする。

第 6 章 会 議

- 第 15 条 本連盟の会議は、総会と運営委員会と役員会とする。
- 第 16 条 本連盟は、年 1 回の定期総会を開催する。なお、会長が必要と認めるとき、ならびに代議員の過半数の要求があったときは、臨時に総会を開催することができる。
- 第 17 条 総会は、次の事項を審議する。
- (1) 役員を選出ならびに推薦。
 - (2) 事業計画ならびに事業報告。
 - (3) 予算ならびに決算の承認。
 - (4) 本規約ならびに付帯事項の改廃。
 - (5) その他重要事項。
- 第 18 条 総会は、各加盟団体代表 1 名ならびに役員の出席による。加盟団体代表 1 名は、必ず出席とし、欠席の場合は別に定める罰金を支払。
- 第 19 条 総会の議案の決定には過半数の賛同を必要とする。賛否同数の場合は会長が決定する。
- 第 20 条 運営委員会及び役員会は必要の都度催し、連盟の運営に関する事項を協議する。

第 7 章 会 計

- 第 21 条 本連盟の運営費は次のものよりなる。
- (1) 加盟費
 - (2) 寄付金
 - (3) その他の収入
- 第 22 条 会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 8 章 改 約

- 第 23 条 本規約ならびに付帯事項を改廃する場合には、総会において審議し、代議員の過半数の賛同を必要とする。

補則

- この規約は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
- この規約は、平成 22 年 4 月 1 日より改正する。
- この規約は、平成 24 年 4 月 1 日より改正する。
- この規約は、平成 25 年 4 月 1 日より改正する。
- この規約は、平成 26 年 4 月 1 日より改正する。